

地域コミュニティの取組に関する調査（近江八幡市）

平成26年7月

○近江八幡市の概要

人口	82,390	人（校区当たり 2,125～17,115 人
世帯数	31,307	世帯（校区当たり 766～6,318 世帯
小学校区数	11	校区
自治会等名称	自治会	
自治会等数	167	（単位当たり 8～1,414 世帯
自治会等加入率	78.32%	
行政区長委嘱制度	無	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	校区コミュニティ（概ね小学校区）	

○近江八幡市の取組

担当 部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部局は総合政策部まちづくり支援課。地域コミュニティに関することのほか、NPO等の地域活動支援、国際交流、多文化共生等の業務を所管している。 ・ 地域からの要望等はまちづくり支援課で受け付け、担当課に振り分けるとともに、回答の進捗状況の管理も行っており、担当窓口を一元化している。
取組 の 経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民ニーズの多様化、自治会加入率の低下、核家族化の進展等により、市全体としての統合的な調整と課題解決が困難となってきたことに加え、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、市民と行政による「協働のまちづくり」をより一層進めることが必要となった。 ・ 平成14年度にモデルとして「岡山学区まちづくり協議会」を設立。以降、「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」制定や「地域まちづくり支援交付金」による財政支援、学区公民館から学区コミュニティセンターへの移行等、さまざまな地域コミュニティ活性化に向けた取組を実施している。

○学区まちづくり協議会

- ・ 地域住民による自主的な地域づくりを進めるための組織として、協働のまちづくり基本条例第 30 条及び学区まちづくり協議会に関する規則で規定している。
- ・ 地域の実情や課題を踏まえ、「地域まちづくり計画」を策定し、計画に基づいた事業を展開している。計画の期間は3年。3年ごとに新たな計画を策定している。
- ・ 自治会との役割分担については、まち協はスケールメリットを活かしながら、計画に基づいて長期的な視点で取り組む組織、自治会は身の回りの生活に関連する課題について、行政と調整しながら取り組む組織と位置付けている。地域からの要望についても、自治会から出されることが多い。
- ・ 平成 22 年 3 月の旧安土町との合併に合わせて、学区公民館をコミュニティセンターへ移行するという方針があり、旧近江八幡市地域では、それに向けてまち協の設立を進めていった。旧安土町地域においても、平成 25 年度までにすべての学区にまちづくり協議会が設立された。

○学区コミュニティセンター

概要	<ul style="list-style-type: none">・ 旧近江八幡市地域では、8 学区及び沖島地域に「公民館」を設置し、社会教育に取り組んできたが、地方分権の進展に伴い、より地域住民による自主的な地域づくりを進めることが求められているため、社会教育に限定された「公民館」を様々な活動が可能な「コミュニティセンター」へ平成 22 年 3 月に移行した。・ 今後の社会教育については、中央公民館を中心とした事業の推進を検討しているが、現在は、教育委員会がまち協に委託して事業を実施している。
組織構成	<ul style="list-style-type: none">・ 「公民館」の時代は、市の正規職員である公民館主事を中心に、公民館事務局が施設の維持管理、貸館、まちづくり事業のすべてを実施していたが、移行後は、センター長及びセンター職員が施設の維持管理等を行い、まちづくり事業の企画・実施はすべてまち協が行っている。・ コミュニティセンターには、市の非常勤特別職であるセンター長と臨時職員または嘱託職員を配置。施設の維持管理は市の直営で行っている。・ まち協の事務局員はまち協が直接雇用している。各学区で 3～5 名を雇用しており、センター長及びセンター職員と合わせて、5～7 名の職員がセンター内で勤務している。・ ほぼすべての学区で、センター長はまち協の事務局長や副会長を兼務しており、センター長及びセンター職員とまち協の連携が図られている。
整備状況	<ul style="list-style-type: none">・ コミュニティセンターはコミュニティ活動の拠点としての機能とともに、災害時における現地本部または避難所としての機能も有している。そのため、小学校と連携した施設整備を行っており、11 学区のうち、5 学区で建て替えを行っている。

○行政の支援

財政的支援	<ul style="list-style-type: none">・ 地域まちづくり支援助成金 市税の1%を市民の活動に還元するための制度。まち協の申請に基づき、事業費の8/10を助成。平成20年度から平成22年度まで実施する予定だったが、地域からの要望もあり、平成22年度から「地域まちづくり支援交付金」制度に移行。・ 地域まちづくり支援交付金 平成22年度に制度化。学区ごとの均等割りと同面積・人口規模に応じた額を交付している。各まち協職員が雇用できるよう、11地区に対して、総額1億1,510万円の予算規模となっている。額については、5年間で見直すこととしており、今年度が最終年度。 個人的な飲食には使えないが、それ以外に用途の制限はなく、自由度の高い交付金となっている。ただ、すべてのまち協で事務員を雇用しており、交付金の用途としては、人件費の割合が最も高い。 他の財政的支援としては、教育委員会からの社会教育事業の委託料等がある。
その他の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 連絡調整会議 まち協の会長会議及び事務主任者会議、コミュニティセンターのセンター長会議及び職員会議を定期的開催。・ 事業発表会 コミュニティセンター等を会場に、まち協の事業発表会を開催、現在は、11地区のまち協すべてが発表する形式で実施している。連絡調整会議と併せて、各まち協間での情報共有を図っている。 広報に力を入れている学区や、婚活イベントを開催する学区、学区のゆるキャラ作成等、様々な事例が発表されている。・ 公用車の配置 市が車両を購入し、まち協に貸し出す形で各まち協に公用車を配置し、文書・広報紙等の配布、まち協事業、災害時の巡回広報等に活用されている。・ まちづくり協議会連絡会の設置 各まち協が負担金を出して設置。事務局をまちづくり支援課内に置いている。各まち協に共通する事務局員の雇用に関する事務や公民館総合保険の申込等を一括して行っている。

○取組の効果

<ul style="list-style-type: none">・ コミュニティセンターへの移行前は、事業の企画は市職員である公民館主事が行っていたが、移行後は住民が主体となって事業を実施するようになり、地域に責任感が生まれている。また、コミュニティセンターの利用者も増えている。
--

○今後の課題・展望

- ・各地区に約1,000万円程度の地域まちづくり支援交付金を交付しているが、事業を拡大しようとする、財源不足が顕在化している。また、高齢化に伴い、役員の担い手、人材不足が課題となっている。
- ・人材の問題については、退職した団塊の世代の参加を促すことが重要。福祉関係の部署では、介護予防事業として、退職男性の居場所づくり講座等を行っている。そこでできたネットワークを地域活動へつなげるような取組ができればと考えている。
- ・今後は、コミュニティセンターの指定管理制度導入を含め、地域のことを地域で考える仕組みづくりをさらに進めていきたいと考えている。